

障害福祉サービス事業所 各位

木津川市健康福祉部社会福祉課

新型コロナウイルスの対応に伴う障害福祉サービスの特例的な  
報酬の対象について

平素は、市社会福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「新型コロナウイルスの感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）（令和2年3月10日事務連絡。以下「国通知」という。）」に係る市町村が認める報酬の対象については、下記のとおりとします。ご留意をお願いいたします。

記

1 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）

感染リスクを下げるため、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、サービス提供が短時間であっても報酬を算定して差支えありません（国通知別添5参照）。

また居宅介護のサービス提供を行う事業所について、感染リスクから訪問が難しい状態であって、電話等により家族等に代わって健康面の確認や情報提供、話を聞くこと等による心理的支援等の相談支援を行う場合、サービス等利用計画案に位置付けられ、支給変更の決定を受けることで居宅介護（家事援助）として算定を可能とします（緊急を要する支援を必要とする場合は、事前に市と協議を行い、支給決定前に利用を認める場合があります。）。

2 日中活動系サービス（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護）

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」の5の（3）に準じた対応とし、次のとおりとします。

○在宅において利用する場合の支援について

新型コロナウイルス感染症防止のため、通所利用が困難で、原則として次の①から⑥までの要件のいずれにも該当する場合に限り、報酬の算定を可とします。ただし、個々の障害の状態により要件が困難な場合、市に事前に相談し、認める場合については報酬の算定を行って差支えありません。支援状況の記録について、提出を求めます。

- ① 生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- ② 在宅利用者の支援にあたり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。
- ③ 緊急時の対応ができること。
- ④ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑤ 事業所職員による訪問、利用者による通所又は電話等の確認により評価等を一週間に付き1回は行うこと。
- ⑥ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所又は電話等の確認により、訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。また、事業所はその通所のための支援体制を確保すること。

※その他障害福祉サービスの報酬の取扱いについてご不明な点がございましたら社会福祉課までお問合せ下さい。（TEL:0774-75-1211（直通））